

認定こども園における使用済みおむつの処分について

1 趣旨

認定こども園では、これまで、保護者の皆さんにお子様の健康状態を把握していただくため、お子様が使用したおむつを家庭へ持ち帰っていただくようお願いしていました。

しかしながら、社会情勢の変化に伴い、他の自治体でも使用済みのおむつの持ち帰りの見直しを行う傾向にあります。

また、令和5年1月には、国からもこども園において使用済みのおむつの処分を行うことを推奨する旨の通知がありました。

本市においてもこのような状況を踏まえ、おむつの持ち帰りを廃止し、こども園で処分を行い保護者の皆さんの負担を軽減します。

2 開始時期

令和6年2月1日

3 対象園児

こども園に通園する園児100人

4 おむつの回収方法

公共施設ごみ収集運搬業務委託により回収します。

- ・こども園えたじま、のうみ、おおがき（2回/週）
- ・こども園きりくし、みたか（1回/週）

5 事業費

保管庫の設置（屋外）470,000円

おむつ圧縮機（屋内）363,000円

6 財源

保育対策総合支援事業費補助金（1/3）国庫負担金の活用

保育対策総合支援事業費補助金（1/3）県費負担金の活用

7 考察

使用済みのおむつを認定こども園で処分することにより、保護者の負担を軽減するとともに、保育士が使用済みのおむつを園児ごとに振り分ける業務がなくなり、保育士の負担軽減につながると考えられます。

8 今後の予定

こども園においては、引き続き便の状態や回数等を保護者に伝え、こどもの健康状態共有の配慮に努めます。